

「エバーグリーン掛川」 介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

当施設（エバーグリーン掛川）が提供する介護予防通所リハビリテーションの内容に関し、利用者・家族に説明すべき、重要事項は次のとおりです。

1 施設の目的

- ・要支援状態にある者（以下「要支援者等」という）に対し、適正な介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

2 運営方針

- ・要支援者が居宅においてその者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能維持、回復を図る。
- ・利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、目標を設定し、計画を行う。
- ・居宅介護支援事業所、その他「保健・医療・福祉」サービスを提供する者と密接に連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービス提供に努める。

3 事業者の概要

- ・名称 医療法人（社団）川口会 介護老人保健施設 エバーグリーン掛川
- ・所在地 掛川市大池 680 ・ TEL 0537-21-0550 FAX 0537-21-0551
- ・介護保険事業者番号 2256280013 介護保険指定年月日 平成11年8月1日
- ・通常の事業実施地域 掛川市 菊川市 袋井市

4 従業者の職種、員数、及び職務内容

職種	員数	実員数（令和5年5月現在）
医師（管理者）	1人以上（常勤）	1人（常勤）
理学・作業療法士	1人以上（常勤）	3人（常勤）
介護職員	6人以上（常勤）	9人（常勤） 2人（非常勤）
看護職員		1人（非常勤）

5 利用料その他の費用の額

自己負担金（1ヶ月あたり） 地域区分（7級地） 単価10.17円 表示は1割分

サービス内容	要介護度	要支援 1	要支援 2
予防通所リハビリテーション		2,268	4,228
科学的介護推進体制加算		40	40
サービス提供体制強化加算 I		88	176
退院時共同指導加算		600	
介護職員等処遇改善加算 I		1000分の86	
食費（1食あたり・おやつ代込）		730	730

※ 予防通所リハビリテーション費には送迎・入浴の費用も含まれます。

※ 予防サービスにおいては基本的に月の定額になります（食費は除く）。

科学的介護推進体制加算…次に掲げるいずれの基準にも適合しているもの。

- (1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- (2)必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど指定介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用していること。

サービス提供体制強化加算 I … 介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。

退院時共同指導加算…入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師またはOT・PT・STが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行なうこと。

介護職員等処遇改善加算 I … 介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善の為の処置として、1月あたりの総単位数に加算率を乗じた単位数で算定する。

利用された場合に加算されるもの			
おむつ代	実費	理美容代	実費

6 サービス内容

- ・体調確認 送迎 機能訓練 入浴 食事 レクリエーション 生活相談 その他

7 苦情処理

- ・利用者、その家族は、当施設のサービスの提供について、いつでも苦情を申請することができます。利用者、その家族に対して、苦情申請したことにより、何らの差別待遇をいたしません。
- ・苦情窓口 当施設苦情処理担当は 廣澤 知美 (0537-21-0550) となっております。

下記の通り各市役所・県でも対応して下さいます。

掛川市役所 0537-21-1196	静岡県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 054-253-5590
菊川市役所 0537-37-1253	静岡県福祉サービス運営適正化委員会 054-653-0840
袋井市役所 0538-44-3152	

8 施設利用にあたっての留意事項

- ・災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、指定を受けた定員を超えて利用させない。
- ・利用者の使用する施設、その他食器等の備品について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行なう。
- ・感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- ・利用にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービスの提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行なう。
- ・利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。
- ・利用者、その代理人は必要に応じて施設にカルテやサービス提供記録の開示を求めることができる。

9 非常災害対策

- ・防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所看護職員をあてる。
- ・非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち合う。
- ・火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- ・防火管理者は、従業者に対して、防火教育、消防訓練を実施する。

10 その他運営に関する留意事項

- ・従業者の質的向上を図るための研修会の機会を設け、勤務体制を整備する。
- ・従業者は勤務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ・従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- ・この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人（社団）川口会 介護老人保健施設 エバーグリーン掛川が定めるものとする。

令和 年 月 日

介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、この説明書に基づき重要事項を説明しました。

(施設) 所在地 静岡県掛川市大池680
 名称 介護老人保健施設 エバーグリーン掛川
 説明者 印

この説明書により、介護予防通所リハビリテーションに関する重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名 印

(身元引受人) 住所

氏名 印